

青森市ごみ問題対策市民会議ボランティアごみ袋の配付に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、青森市ごみ問題対策市民会議の会員が、自らが管理していない青森市内の道路、公園その他の公共用地等をボランティア清掃する者に対してボランティアごみ袋の配付を行うことにより、ボランティア清掃を通じて、ごみ問題についての意識啓発及び明るくきれいな住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共用地等 国、県及び市が所有し、又は管理する公共の用に供している、道路、河川、公園等の用地をいう。
- (2) ボランティア清掃 公共用地等を自主的かつ主体的に無償で行う清掃活動をいう。
- (3) ボランティアごみ袋 公共用地等のボランティア清掃のごみを排出するための青森市ごみ問題対策市民会議で配付するごみ袋をいう。

(配付申込等)

第3条 ボランティアごみ袋の配付を受けようとする者は、ボランティアごみ袋申込書(様式第1号)にボランティア清掃実施場所の図面等を添えて、会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前条の規定による申込書の提出があった場合において、その内容に不備がない場合はボランティアごみ袋を配付する。

(配付枚数)

第4条 会長は、予算の範囲内でボランティアごみ袋を配付する。

- 2 ボランティアごみ袋の配付枚数は、燃えるごみを排出するためのもの及び燃えないごみを排出するためのもののいずれについても、1回の申込みにつき、ボランティア清掃に参加する人数と同数とし、30枚を上限とする。

(遵守義務)

第5条 ボランティアごみ袋の配付を受けた者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) ボランティアごみ袋を使用して家庭ごみを排出するなど、ボランティア清掃以外の目的に使用しないこと。

- (2) 配付を受けたボランティアごみ袋を第三者へ譲渡、販売等しないこと。
- (3) 配付を受けたボランティアごみ袋が風で飛散する等によって第三者に及ぼした損害は、申込者の責任と負担においてその賠償をするものとする。

(排出及び収集方法)

第6条 ボランティアごみ袋の配付を受けた者は、市の施策に従い、適正に処理するものとする。

(実績報告)

第7条 ボランティアごみ袋の配付を受けた者は、ボランティア清掃が終了したときは、終了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、ボランティアごみ袋使用実績報告書(様式第2号)にボランティア清掃の写真や参加者の名簿等を添えて、会長に実績報告をするものとする。

(ボランティアごみ袋の返還)

第8条 ボランティアごみ袋の配付を受けた者が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、会長はボランティアごみ袋の返還を求めるものとする。

- (1) ボランティア清掃に使用しなかったボランティアごみ袋があったとき。
- (2) 第5条に規定する遵守義務に違反したとき。
- (3) 第7条に規定する実績報告書を提出しなかったとき。
- (4) 虚偽の申込その他不正な手段により、ボランティアごみ袋の交付を受けたとき。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和7年5月16日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和8年6月1日から実施する。